

令和5（2023）年1月31日開催

令和4年度
柏崎市農業委員会第32回議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会第32回総会 議事録

- 1 日 時 令和5年1月31日(火)
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第3号 農地法第5条許可申請について
報第1号 土地改良法第3条の規定による事業参加の申出について 県営安田地区 区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後4時00分

山崎事務局長

これより、第32回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となりますが、本日は会長が欠席の為、同規則第17条により、会長職務代理者が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人です。欠席報告1人。現在の出席委員数は18人で、過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席委員数は22人です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

それでは、5番 安野 検一委員、16番 阿部 淳一委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」、申請番号7が農業委員 ○○ ○○委員に関する案件ですので、他の案件と分けて審議します。

では、申請番号1から6までの案件について、事務局の説明を求めます。

和田主任

それでは、議案書1ページを御覧ください。議第1号 農地法第3条許可の申請番号1から申請番号6について、御説明いたします。

申請番号1 善根地内、5筆、田、計3,016㎡。自作地の売買。経営規模拡大。○○○円です。

申請番号2 枇杷島地内、6筆、田、計990㎡。自作地の売買。経営規模拡大。○○○から○○○円です。

申請番号3 高柳町石黒地内、22筆、田及び畑、計6,982.1㎡。自作地の売買。経営規模拡大。田、○○○円から○○○円。畑、○○○円及び○○○円です。

申請番号4 南条地内、22筆、田、計7,224㎡。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

申請番号5 加納地内、2筆、田、計558㎡。自作地の売買。経営規模拡大。○○○円です。

申請番号6 久米地内、6筆、田、計8,179㎡。自作地の売買。経営規模拡大。○○○円です。

審査結果1ページを御覧ください。案件である申請番号1から申請番号6について、それぞれ地区担当の委員、農地会議代表者、事務局の大橋係長、和田主任が現地調査を行いました。降雪により確認に手間取ることとなりましたが、地元の委員さんによる降雪前の現地の把握状況に加え、事務局にある航空写真や調査日における現地の圃場の形状を踏まえて判断しました。

審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第7号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 1 から 6 までの申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 1 から 6 までの申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

続いて、申請番号 7 の案件の審議を行います。当該案件は、〇〇委員に関する案件ですので、〇〇委員の退席を求めます。

－ 〇〇委員退席 －

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

和田主任

それでは、議案書 2 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可の申請番号 7 について、御説明いたします。

申請番号 7 加納地内、13 筆、田及び畑、計 5,648 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円及び無償です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 7 について、それぞれ地区担当の委員、農地会議代表者、事務局の大橋係長、和田主任が現地調査を行いました。降雪により確認に手間取ることとなりましたが、地元の委員さんによる降雪前の現地の把握状況に加え、事務局にある航空写真や調査日における現地の圃場の形状を踏まえて判断しました。

審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 7 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号 申請番号 7 の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 7 の申請案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

－ 〇〇委員入室 －

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、申請番号 7 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 5 条徐行計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 西山町鎌田地内、田、996 m²。太陽光発電設備。第 2 種でございます。

本件につきまして、当初計画者が太陽光発電設備を設置する計画でしたが、経営状況の悪化により計画を断念し、承継者が事業を引き継ぐことから、当初計画を変更するものです。承継者につきましては、五泉市内において、太陽光発電設備の設置・管理・運営の実績がございます。

議第 3 号 第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 3 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 議長との声あり －

No.15 金子 武彦農業委員

ただ今の説明の趣旨は分かりましたが、約 1 反ほどの面積が小さい太陽光発電です。近くにも同じような設備がある上に、今回の申請があるのでしょうか。それとも、996 m²だけの施設になるのでしょうか。

大橋係長

本件に関しては、既設の太陽光設備はございません。現状は、維持管理状態の農地となっております。事業計画においては、1筆に対して太陽光発電を設置する計画になっておりまして、太陽光パネルの枚数は103枚となっております。

議長

今の答弁でよろしいでしょうか。

No.15 金子 武彦農業委員

はい、分かりました。

議長

他に御意見御質問はありませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第2号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第2号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第3号 農地法第5条許可 申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書4ページを御覧ください。議第3号 農地法第5条許可申請について、御説明いたします。

申請番号1 西山町鎌田地内、田、996㎡。太陽光発電設備。第2種でございます。

議第2号 農地法第5条事業計画変更承認申請 申請番号1に関連するものです。

申請番号2 成沢地内、畑、110㎡。一般個人住宅。第2種でございます。

申請地につきましては、平成8年頃より、譲渡人が一般個人住宅の敷地として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。譲受人につきましては、当該住宅の購入及び移住を計画していることから、申請地を必要としているものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の4ページのとおり、特

に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「報第 1 号 土地改良法第 3 条の規定による事業参加の申出について 県営安田地区 区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業」について、事務局の報告を求めます。

大橋係長

それでは、本日お配りしました議案書の 5 ページを御覧ください。

「報第 1 号 土地改良法第 3 条の規定による事業参加の申出について 県営安田地区 区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業」について、御説明いたします。

本事業につきましては、新潟県が事業主体となっています。

1 月 6 日付で、本事業の申請人代表から事業参加申出書の受付依頼が提出され、1 月 27 日付で所有者から事業参加申出書が提出されました。事業参加申出書が提出された場合、土地改良法施行令及び同法施行規則により、「農業委員会はその受理から、7 日以内に、その申し出を承認するか否かを決定しなければならない」ため、1 月 27 日付で会長による専決で承認を決定し、本日その報告をさせていただくものです。

事業参加者につきましては、議案書 15 ページを御覧ください。事業への参加資格、いわゆる 3 条資格は、ページ上段の 1 の枠の中に記載のとおり、土地改良事業についての意思表示、事業費等の負担、土地改良区の組合員資格等、土地改良法上の権利義務を有する資格を言い、その資格を有する者が 3 条資格者でございます。それでは、誰が 3 条資格者となるかでございますが、「2 (1) ①・②」のとおり、農用地にあっては原則、所有者、所有権以外の権原に基づき耕作されている農用地は耕作者となります。ただし、②の下段のと

おり、「所有者が農業委員会に事業参加の申出を行い、承認された場合は所有者」となります。土地改良法第3条第1項第2号の規定によるものでございます。

手続きの流れについては、先ほども申しました通り、所有者が申出をし、農業委員会が受理してから、7日以内に承認の可否を決定しなければならないことになっており、農業委員会が承認したときは、公告をし、その公告により承認の効果が発生します。そして、申出者及び耕作者に承認の通知をすることになっています。以上が手続きの流れとなります。

以上で報告を終わります。

また、この事業の概要につきましては、主管課であります農林水産課 農地計画係 五十嵐係長から説明させていただきます。

五十嵐係長

お疲れ様です。農林水産課の五十嵐と申します。報第1号の事業概要につきまして、私の方から説明させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議案書14ページを御覧ください。こちらが安田地区の計画概要図でありまして、黒く塗りつぶした範囲が今回の整備対象となります。鯖石川の左岸、安田駅の周辺になりますので安田、明神、城之組、中道といった集落が対象地区になります。換地区の面積につきましては、102haになります。整備する面積は86.6haを予定しております。総事業費につきましては、32億3300万円。事務費、工事雑費等を含みますと、33億9500万円を見込んでおり、事業期間は、令和5年度から令和13年度までの9年間を予定しております。担い手につきましては、現在、法人及び個人合わせまして6経営体を予定しております。

説明は以上になります。

議長

ただ今の事務局からの報告を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。報第1号の報告を終了します。

議長

それでは、その他の事項を事務局からお願いします。

山崎事務局長

(その他連絡事項)

議長

以上で、本日の日程は終了しました。

閉会 午後4時50分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____